

# 藤 沢 市 分 別 収 集 計 画

令和 7 年 6 月

# 目 次

|    |                                                                       |   |
|----|-----------------------------------------------------------------------|---|
| 1  | 計画策定の意義                                                               | 1 |
| 2  | 計画の基本的方向                                                              | 1 |
| 3  | 計画期間                                                                  | 1 |
| 4  | 計画の対象品目                                                               | 1 |
| 5  | 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み                                                | 2 |
| 6  | 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項                                         | 2 |
| 7  | 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類<br>及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の種類区分                    | 3 |
| 8  | 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量<br>及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み      | 4 |
| 9  | 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量<br>及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法 | 4 |
| 10 | 分別収集を実施する者に関する基本的な事項                                                  | 5 |
| 11 | 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項                                                 | 6 |
| 12 | その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項                                            | 6 |
| 13 | その他のリサイクル                                                             | 7 |
| 14 | 製品プラスチックのリサイクル（市町村分別収集計画及び特定分別基準適合物対象外）                               | 8 |

## 1 計画策定の意義

本市は、首都圏に位置し、交通の利便性等を背景に、住宅都市、商・工業都市、農水産業都市の性格をあわせ持つ、多彩で多様な都市である。工業では研究開発型施設の進出、商業では大型ショッピングモールの開業、農業では地産地消の推進等、活力ある都市の顔をみせている。また、海水浴客も含め、年間観光客数は1,800万人を超える観光都市でもあり、さらに4つの大学のある学園都市としての性格も加わり、バランスのとれた都市機能を有する湘南の中心的都市として発展を続けている。

このような状況のなか、快適な生活環境の確保のため、廃棄物の処理について一般廃棄物処理計画等の体系化された施策を推進するとともに、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルの転換を推進するべく廃棄物減量等審議会、廃棄物減量等推進員等の強化を進めるなど、ごみゼロ社会創造のためのさらなる拡充政策が必要となっている。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民、事業者、行政の三者の協働事業として、取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、もって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

## 2 計画の基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 市民、事業者、行政が一体となって、ごみの発生・排出抑制や資源化への取組を進めるなど、資源循環型社会の実現を目指す。
- (2) 自然環境保全を基本とした、適切な廃棄物処理施設の建設及び稼働。

## 3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

## 4 計画の対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器包装、アルミニウム製容器包装、ガラス製容器包装（無色・茶色・その他）、飲料用紙製パック、段ボール製容器包装、ポリエチレンテレフタレート（PET）製ボトル、その他プラスチック製容器包装を対象とする。

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

| 年 度     | 令和8年度<br>(2026) | 令和9年度<br>(2027) | 令和10年度<br>(2028) | 令和11年度<br>(2029) | 令和12年度<br>(2030) |
|---------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| 容器包装廃棄物 | 20,422t         | 20,461t         | 20,399t          | 20,389t          | 20,378t          |

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために、以下の方策を実施する。

### (1) 戸別収集制度

可燃ごみ、不燃ごみについては有料指定袋による戸別収集により、発生抑制を図るとともに、プラスチック製容器包装は無料袋、剪定枝は無料コール制による戸別収集を実施する。

また、ビン・カン（なべ類含む）・ペットボトル・廃食用油の戸別収集を行い、一層の資源化によるごみの減量を図るとともに、本・雑誌・雑がみを同じ排出日に戸別収集を実施し、分別と集積所までの排出に係る市民負担の軽減を図る。

さらに、プラスチック製容器包装以外のプラスチック製品の戸別収集を実施し、再使用可能なものについてリユースの推進を図り、その他のものはリサイクルをする。

### (2) ごみ減量推進店制度

市民、販売店、市が一体となって「すぐにごみになるものを売らない。買わない。」運動を展開するため、包装の簡素化等の推進店実施項目を設け、これらを実践している販売店を「ごみ減量推進店」として認定し広く周知することで、ごみの減量を推進する。

### (3) 各種啓発事業

#### ① 学校での分別意識の啓発

市内小学校では、4年生の教育の一環として副読本を用いて、ごみについて学習をしている。この一部として現場指導員により具体的な分別方法や収集した資源物の資源化について実施指導等を行い、児童にごみ減量意識を芽生えさせ、家族への啓発拡大に努める。

また、市内大学との情報交換会や地域住民との意見交換会を実施し、市民要望等の吸い上げを積極的に行い今後の施策に反映をさせる。

#### ② ごみ減量ポスターの募集

市内の小中学校からごみ減量ポスターを募集し、優秀な作品については表彰等を行い、ごみ減量意識の啓発に努める。

#### ③ 「区域別収集日程カレンダー」の作成

毎日のごみ出しの日程を分かりやすくし分別の徹底を図るため、「区域別収集日程カレンダー」を作成し、市内全世帯に配付及びホームページに掲載する。また、外国語版カレンダーも複数言語用意し、多言語社会にも対応する。

さらに、インターネットによる「ごみ検索システム」、スマートフォンによる「ごみ検

「藤沢市LINE公式アカウント」、藤沢市LINE公式アカウント、広報誌等を活用し、分類の周知・啓発活動を推進する。

④ 各種メディアを利用した啓発活動

ケーブルテレビ・コミュニティFM・ホームページ・アプリ等の各種メディアに加え、インターネット動画配信を利用し、一層のごみ減量に向けた啓発に努める。

⑤ 買い物袋持参運動の推進

レジ袋の削減、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）の持参の徹底等の普及啓発、指導を行い、スーパーマーケット等の小売店での容器包装の使用の合理化を行う。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 （法第8条第2項第3号）

本市における最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び市におけるこれまでの分別収集への取組などを総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、市等の施設、収集体制、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分を下表右欄のように定める。

| 分別収集をする容器包装廃棄物の種類                                        |             | 収集の分類の区分    |
|----------------------------------------------------------|-------------|-------------|
| 主としてスチール製の容器包装                                           |             | カン・なべ類      |
| 主としてアルミニウム製の容器包装                                         |             |             |
| 主としてガラス製の容器包装                                            | 無色のガラス製のもの  | ビン          |
|                                                          | 茶色のガラス製のもの  |             |
|                                                          | その他のガラス製のもの |             |
| 主として紙製容器包装であって、飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。） |             | 飲料用紙パック     |
| 主として段ボール製の容器包装                                           |             | 段ボール        |
| 主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの        |             | ペットボトル      |
| 主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの                              |             | プラスチック製容器包装 |

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)

第11期分別収集計画 見込量

|                                                             | 8年度    |         | 9年度    |         | 10年度   |         | 11年度   |         | 12年度   |         |
|-------------------------------------------------------------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|
| 主としてスチール製の容器                                                | 421t   |         | 422t   |         | 421t   |         | 420t   |         | 420t   |         |
| 主としてアルミニウム製の容器                                              | 783t   |         | 784t   |         | 782t   |         | 781t   |         | 779t   |         |
| 無色のガラス製容器                                                   | (合計)   |         | (合計)   |         | (合計)   |         | (合計)   |         | (合計)   |         |
|                                                             | 1,344t |         | 1,346t |         | 1,341t |         | 1,340t |         | 1,338t |         |
|                                                             | (引渡)量  | (独自処理)量 | (引渡)量  | (独自処理)量 | (引渡)量  | (独自処理)量 | (引渡)量  | (独自処理)量 | (引渡)量  | (独自処理)量 |
| 茶色のガラス製容器                                                   | (合計)   |         | (合計)   |         | (合計)   |         | (合計)   |         | (合計)   |         |
|                                                             | 672t   |         | 673t   |         | 670t   |         | 670t   |         | 669t   |         |
|                                                             | (引渡)量  | (独自処理)量 | (引渡)量  | (独自処理)量 | (引渡)量  | (独自処理)量 | (引渡)量  | (独自処理)量 | (引渡)量  | (独自処理)量 |
| その他のガラス製容器                                                  | (合計)   |         | (合計)   |         | (合計)   |         | (合計)   |         | (合計)   |         |
|                                                             | 906t   |         | 907t   |         | 904t   |         | 903t   |         | 902t   |         |
|                                                             | (引渡)量  | (独自処理)量 | (引渡)量  | (独自処理)量 | (引渡)量  | (独自処理)量 | (引渡)量  | (独自処理)量 | (引渡)量  | (独自処理)量 |
| 主として紙製の容器であって飲料を充てんとするもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)        | 187t   |         | 191t   |         | 193t   |         | 195t   |         | 195t   |         |
| 主として段ボール製の容器                                                | 3,748t |         | 3,754t |         | 3,739t |         | 3,737t |         | 3,734t |         |
| 主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品充てんとするもの | (合計)   |         | (合計)   |         | (合計)   |         | (合計)   |         | (合計)   |         |
|                                                             | 1,270t |         | 1,272t |         | 1,267t |         | 1,267t |         | 1,266t |         |
|                                                             | (引渡)量  | (独自処理)量 | (引渡)量  | (独自処理)量 | (引渡)量  | (独自処理)量 | (引渡)量  | (独自処理)量 | (引渡)量  | (独自処理)量 |
| 主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの                                 | (合計)   |         | (合計)   |         | (合計)   |         | (合計)   |         | (合計)   |         |
|                                                             | 6,984t |         | 7,017t |         | 7,001t |         | 7,009t |         | 7,020t |         |
|                                                             | (引渡)量  | (独自処理)量 | (引渡)量  | (独自処理)量 | (引渡)量  | (独自処理)量 | (引渡)量  | (独自処理)量 | (引渡)量  | (独自処理)量 |
| (うち白色トレイ)                                                   | (合計)   |         | (合計)   |         | (合計)   |         | (合計)   |         | (合計)   |         |
|                                                             | 5,911t |         | 5,944t |         | 5,928t |         | 5,936t |         | 5,947t |         |
|                                                             | (引渡)量  | (独自処理)量 | (引渡)量  | (独自処理)量 | (引渡)量  | (独自処理)量 | (引渡)量  | (独自処理)量 | (引渡)量  | (独自処理)量 |
| 製品プラスチック(プラスチック資源循環法に基づく分別対象物)                              | (合計)   |         | (合計)   |         | (合計)   |         | (合計)   |         | (合計)   |         |
|                                                             | 339t   |         | 372t   |         | 372t   |         | 372t   |         | 372t   |         |
|                                                             | (引渡)量  | (独自処理)量 | (引渡)量  | (独自処理)量 | (引渡)量  | (独自処理)量 | (引渡)量  | (独自処理)量 | (引渡)量  | (独自処理)量 |

※「主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの」及び「上記にあるプラスチック容器包装以外のプラスチック使用製品」にある(独自処理量)には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」第三十三条に記載の再商品化計画の認定分の数量も含めること。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

令和4年3月に制定された「藤沢市一般廃棄物処理基本計画」で算定された藤沢市一般廃棄物数量(資料編表4)における、令和8年度から令和12年度までの分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量とする。

なお、上記基本計画における廃棄物数量の算定に要する人口推計については、「藤沢市市政運営の総合指針2028」を元に、次のとおり算定されている。

| 令和8年度               | 令和9年度               | 令和10年度              | 令和11年度              | 令和12年度              |
|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 444,798人<br>(対前年度比) | 446,108人<br>(対前年度比) | 447,418人<br>(対前年度比) | 448,728人<br>(対前年度比) | 450,040人<br>(対前年度比) |
| 100.29%             | 100.29%             | 100.29%             | 100.29%             | 100.29%             |

# 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

本市では従来より、一般廃棄物のうち再利用できるカン・ビン・段ボールを資源として収集しており、平成9年度から牛乳パック・平成11年度からペットボトル・平成14年度からその他プラスチック製容器包装の収集を開始した。さらに平成24年度からは、資源品目別戸別収集を実施している。

| 分別収集する容器<br>包装廃棄物の種類                                     |             | 収集にかかる<br>分別の区分 | 収集・運搬<br>段 階          | 選別・保管等<br>段 階 |
|----------------------------------------------------------|-------------|-----------------|-----------------------|---------------|
| 主としてスチール製の容器包装                                           |             | カン・なべ類          | 資源回収業者<br>による<br>定期収集 | 資源回収業者        |
| 主としてアルミニウム製の容器包装                                         |             |                 |                       |               |
| 主としてガラス<br>製の容器包装                                        | 無色のガラス製のもの  | ビン              | 委託業者・<br>市による<br>定期収集 | 資源回収業者        |
|                                                          | 茶色のガラス製のもの  |                 |                       |               |
|                                                          | その他のガラス製のもの |                 |                       |               |
| 主として紙製容器包装であって、飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。） |             | 飲料用紙パック         | 資源回収業者<br>による<br>定期収集 | 古紙問屋          |
| 主として段ボール製の容器包装                                           |             | 段ボール            | 資源回収業者<br>による<br>定期収集 | 古紙問屋          |
| 主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの        |             | ペットボトル          | 委託業者・<br>市による<br>定期収集 | 資源回収業者        |
| 主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの                              |             | プラスチック製<br>容器包装 | 委託業者・<br>市による<br>定期収集 | 委託業者          |

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

当面、プラスチック製容器包装、カン（スチール・アルミニウム）、ビン（無色・茶色・その他）、飲料用ペットボトルの選別・保管等についてはリサイクルプラザ藤沢で行い、飲料用紙パック・段ボールについては、民間の施設で行う。

| 分別収集する容器<br>包装廃棄物の種類                                          |             | 収集にかかる<br>分別の区分 | 収集容器               | 収集車   | 中間施設           |
|---------------------------------------------------------------|-------------|-----------------|--------------------|-------|----------------|
| 主としてスチール製の容器包装                                                |             | カン・なべ類          | ネット袋               | パッカー車 | リサイクル<br>プラザ藤沢 |
| 主としてアルミニウム製の容器包装                                              |             |                 |                    |       |                |
| 主としてガ<br>ラス製の容<br>器包装                                         | 無色のガラス製のもの  | ビン              | コンテナ               | パッカー車 | リサイクル<br>プラザ藤沢 |
|                                                               | 茶色のガラス製のもの  |                 |                    |       |                |
|                                                               | その他のガラス製のもの |                 |                    |       |                |
| 主として紙製の容器であって飲料を充<br>てんするためのもの（原材料としてアル<br>ミニウムが利用されているものを除く） |             | 飲料用紙<br>パック     | 紐で十文<br>字に縛る       | 平ボディ車 | 民間施設           |
| 主として段ボール製の容器包装                                                |             | 段ボール            | 紐で十文<br>字に縛る       | 平ボディ車 | 民間施設           |
| 主としてポリエチレンテレフタレート<br>（PET）製の容器であって飲料、しょ<br>うゆ等を充てんするためのもの     |             | ペットボトル          | ネット袋               | パッカー車 | リサイクル<br>プラザ藤沢 |
| 主としてプラスチック製の容器包装で<br>あって上記以外のもの                               |             | プラスチック<br>製容器包装 | 透明<br>若しくは<br>半透明袋 | パッカー車 | リサイクル<br>プラザ藤沢 |

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

この分別収集計画が実行性のあるものとするため、6に定める施策を実施するほか、以下の取り組みについても強化する。

### (1) 廃棄物減量等推進審議会

本市の廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する施策の重要事項について審議する。

### (2) 廃棄物減量等推進員

廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する地域における推進役として位置付け、市の施策への協力その他の活動を行うものとする。

### (3) 資源収集の徹底

資源化、減量化の重要な施策の一つとして、資源収集を最も重要な事業に位置付け、分別を徹底する。

(4) 事業者への自主回収要請

容器包装リサイクル法にのっとり、再商品化の義務を課せられた事業者に対し、継続した自主回収の要請を行う。

13 その他のリサイクル

本市では、「その他紙製容器包装」については、一部の地域を除き「本・雑がみ」という品名で混合回収を行い、「本・雑誌」「雑がみ類」に分類し、再資源化を行う。

表1 本・雑がみ類の排出量・計画回収量・再商品化量

| 年 度       | 令和8年度<br>(2026) | 令和9年度<br>(2027) | 令和10年度<br>(2028) | 令和11年度<br>(2029) | 令和12年度<br>(2030) |
|-----------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| 排 出 量     | 9,090t          | 9,122t          | 9,096t           | 9,101t           | 9,109t           |
| 計 画 収 集 量 | 9,090t          | 9,122t          | 9,096t           | 9,101t           | 9,109t           |
| 再 商 品 化 量 | 9,090t          | 9,122t          | 9,096t           | 9,101t           | 9,109t           |

表2 本・雑がみ類に含まれる「その他紙製容器包装」の排出量・計画回収量・再商品化量

| 年 度       | 令和8年度<br>(2026) | 令和9年度<br>(2027) | 令和10年度<br>(2028) | 令和11年度<br>(2029) | 令和12年度<br>(2030) |
|-----------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| 排 出 量     | 909t            | 912t            | 910t             | 910t             | 911t             |
| 計 画 収 集 量 | 909t            | 912t            | 910t             | 910t             | 911t             |
| 再 商 品 化 量 | 909t            | 912t            | 910t             | 910t             | 911t             |

14 製品プラスチックのリサイクル（市町村分別収集計画及び特定分別基準適合物対象外）

本市では、平成24年度より製品プラスチックを「商品プラスチック」として戸別回収及びリユース・リサイクルを実施しているが、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環法」という。）が令和4年4月1日に施行されたことに伴い、プラスチック製容器包装以外のプラスチック製品については、引き続き「商品プラスチック」という品目で回収を行う。回収した商品プラスチックは、損傷が少なくリユース可能なものは、洗浄・消毒をして希望者に廉価で提供し、寄付金を環境基金に積み立てるとともに、その他の商品プラスチックは、再生事業者の有償で引渡してマテリアルリサイクルを実施し、製品プラスチックの市内循環を目標とする。

表3 商品プラスチックの排出量・計画回収量・再商品化量

| 年 度       |       | 令和8年度<br>(2026) | 令和9年度<br>(2027) | 令和10年度<br>(2028) | 令和11年度<br>(2029) | 令和12年度<br>(2030) |
|-----------|-------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| 排 出 量     |       | 338.60t         | 372.40t         | 372.40t          | 372.40t          | 372.40t          |
| 計 画 収 集 量 |       | 338.60t         | 372.40t         | 372.40t          | 372.40t          | 372.40t          |
| 再 商 品 化 量 |       | 338.60t         | 372.40t         | 372.40t          | 372.40t          | 372.40t          |
|           | リサイクル | 321.7t          | 353.8t          | 353.8t           | 353.8t           | 353.8t           |
|           | リユース  | 16.9t           | 18.6t           | 18.6t            | 18.6t            | 18.6t            |